

横浜市中小企業振興基本条例に基づく

平成 23 年度の取り組み状況について

1 中小企業振興施策の実施状況について 2

【報告書掲載事業】 2 事業 / 全体 68 事業

番号	事業名	掲載頁
29	地域まちづくり推進事業 (商店街、工業団地等におけるまちのルールづくりの推進)	2 (冊子 32)
66	関内・関外地区活性化推進事業	2 (冊子 61)

2 物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大について
..... 3

1 中小企業振興施策の実施状況について

29 地域まちづくり推進事業 (商店街、工業団地等におけるまちのルールづくりの推進)

(都市整備局地域まちづくり課)

(単位：千円)

23決算額	44,013
22決算額	60,137

【事業内容】

地域まちづくり推進条例に基づき、商店街の賑わい形成や工業団地における中小企業の操業環境の維持等を目的とした地区計画、建築協定、地域まちづくりルールの策定を支援しています。

【実績】

23年度末までに22地区で地区計画等が策定されており、建築物の用途規制等により、商店街としての賑わいを形成し、また工場の操業環境を維持することで、中小企業の事業活動の円滑化・活性化が図られています。

・23年度実績
2地区(地区計画1地区、地域まちづくりルール1地区)

【課題と24年度以降の対応】

商店街の賑わいの形成や良好な工場の操業環境の維持といった課題に対応するため、引き続き商店街や工業団地等におけるまちのルールづくりを支援していきます。

66 関内・関外地区活性化推進事業

(都市整備局都市再生推進課)

(単位：千円)

23決算額	31,979
22決算額	34,315

【事業内容】

関内・関外地区の活性化を図るため、地元の方々や専門家などの意見を得て策定した「関内・関外地区活性化推進計画」に基づき、回遊性の強化や業務機能の再生などの優先的取組を実施しています。

取組を進めることで、中小企業の事業活動の円滑化・活性化を図ります。

【実績】

既存ビルの空き室を活用し、新たなビジネス・雇用を生み育てる場として22年度に設置した、起業家の支援施設であるビジネスインキュベーション拠点において、起業家とまちづくり団体、地元事業者等が参加した検討会を開催し、ビジネスの連携手法などについて意見交換を行いました。

また、既存業務ビルの建替・改修の支援方策を検討しました。

【課題と24年度以降の対応】

取組への参加者の拡大や支援制度の周知といった課題に対応するため、様々な手法でPRしていきます。

2 物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大について

(1) 平成 23 年度の受注機会増大に向けた取り組み

物品の調達及び委託業務の発注にあたっては、市内経済の活性化の観点から、従来から市内事業者への優先発注を基本方針とし、コスト面や委託業務の専門性なども考慮しつつ、市内事業者の受注機会の確保に努めてきました。

また、毎年実施している局内研修において、横浜市内中小企業振興基本条例についても周知を図り、市内中小企業者の受注機会の増大に取り組んできました。

市内中小企業者への発注状況（都市整備局契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）									単独随意契約及び大規模契約の合計	
	市内中小企業契約実績							件数	金額	件数	金額
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減	件数				
件	%	ポイント	千円	%	ポイント	件	千円	件	千円		
平成 23 年度	物品	323	89.7	12.2	13,114	75.6	▲9.0	360	17,354	76	4,560
	委託	137	71.4	▲3.1	160,029	39.4	▲25.2	192	406,529	92	1,083,302
	合計	460	83.3	6.7	173,143	40.8	▲24.9	552	423,883	168	1,087,862
平成 22 年度	物品	371	77.5	—	16,171	84.6	—	479	19,115	79	14,844
	委託	155	74.5	—	204,190	64.6	—	208	316,130	141	2,844,359
	合計	526	76.6	—	220,361	65.7	—	687	335,245	220	2,859,203

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない単独随意契約及び中小企業者の参入の余地が少なく、入札参加者を市内事業者に限定できない大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）を除いたもの

(2) 今後の受注機会増大に向けた取り組みの方向性

昨年 8 月に、都市整備局委託業者選定委員会において、市内中小企業者を優先的に選定するよう、業者選定基準の明確化を行いました。

以降、局内研修などにおいて、横浜市内中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、委託以外の契約も含めて市内中小企業者を優先的に選定するよう、徹底を図ってきました。

さらに、24 年度は、都市整備局運営方針にもその旨を盛り込んでいます。

今後とも、市内中小企業者の受注機会増大に向けて取り組んでいきます。

【参考資料】

市内中小企業者への発注状況（財政局契約部契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）								単独随意契約及び大規模契約の合計		
	市内中小企業契約実績						件数	金額	件数	金額	
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減					
件	%	ポイント	千円	%	ポイント	件	千円	件	千円		
平成23年度	工事	32	97.0	6.1	775,684	95.3	0.8	33	813,904	6	432,075
	物品	16	94.1	0.3	4,370	91.7	6.5	17	4,765	2	663
	委託	11	100	-	60,310	100	-	11	60,310	3	16,519
	合計	59	98.3	5.0	840,364	95.6	0.9	60	878,584	11	449,257
平成22年度	工事	30	90.9	—	1,487,570	94.5	—	33	1,573,835	16	1,806,158
	物品	30	93.8	—	9,536	85.2	—	32	11,197	2	1,006
	委託	10	100	—	62,707	100	—	10	62,707	4	19,227
	合計	70	93.3	—	1,559,813	94.7	—	75	1,647,739	22	1,826,391

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない単独随意契約及び中小企業者の参入の余地が少なく、入札参加者を市内事業者に限定できない大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）を除いたもの。